

海事関係事業グリーン経営推進事業者のホームページでの公表について

平成16年5月21日

1. グリーン経営推進事業者公表の目的

平成15年5月に策定した、旅客船・内航海運事業及び倉庫・港運関係事業のためのグリーン経営チェックリストと記入の手引き（グリーン経営推進マニュアル）に基づき、「グリーン経営推進事業者の公表基準及び公表に当たって確認を要する事項」（旅客船及び内航海運事業、倉庫・港湾運送事業用。以下「公表基準」。）に示すレベル以上の環境保全の取組を行っている者を対象に、グリーン経営推進事業者（以下「推進事業者」。）として、事業者（事業所、事業場を含む）の名称及び所在地の公表を行うことにより、旅客船・内航海運事業者及び倉庫・港運関係事業者（以下、「海事関係事業者」。）の環境保全活動への取組を活性化するとともに、環境志向型の事業活動を促進することを目的とする。

2. 申請方法

海事関係事業者は、提出したグリーン経営推進チェックリストの記載内容が公表基準に定める基準に該当した場合、国土交通省総合政策局環境・海洋課（以下「環境・海洋課」。）に対し、公表基準に記載する書類の他、グリーン経営推進マニュアルに基づく環境行動計画及び環境行動の公表方法を記載した書面（以下「関係書類」。）の提出をもって推進事業者公表の申請を行うことができる。

なお、関係書類は地方運輸局（ただし、兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局運輸部。以下「地方運輸局等」。）に提出することができる。

3. 確認方法

環境・海洋課は、海事関係事業者が提出したグリーン経営推進チェックリストの記載内容を関係書類によって確認できた場合、推進事業者として公表するものとする。

4. 推進事業者の公表方法

環境・海洋課は、第3項により確認した海事関係事業者に対し、書面で通告した上で、国土交通省及び地方運輸局等のホームページで事業者（事業所、事業場を含む）の名称及び所在地を公表するものとする。

5. 推進事業者の公表期間

推進事業者の公表期間は、環境・海洋課が海事関係事業者に対して第4項に定める通告を行った日から起算して1か年とする。

なお、推進事業者としての公表継続を希望する海事関係事業者にあっては、公表期間を満了する30日前までに最新の取組結果を記載したグリーン経営推進チェックリスト及び第2項に定める関係書類を環境・海洋課に提出し、環境・海洋課は本選定要領第3項に定める要領で確認するものとする。

6. 公表の取消

国土交通省及び地方運輸局等のホームページ公表後において、グリーン経営推進チェックリストに記載されている事項に違反していることが判明した場合は、公表を取り消すことがある。

7. 施行期日

この規定は平成16年5月21日から適用する。

旅客船及び内航海運事業におけるグリーン経営推進事業者の公表基準及び 公表に当たって確認を要する事項

大項目	小項目	推進事業者の公表基準（レベル）	確認を要する事項
1.環境保全のための仕組み・体制の整備	1-1 環境方針	会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている [レベル1]	○環境方針等が最高経営層によって文書化され、かつ法規制の遵守が盛り込まれていることが必要。 ・環境方針または経営方針（環境方針が盛り込まれたもの）の現物
	1-2 推進体制	環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている [レベル1]	○管理責任者が特定されていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・その他文書化されたもの ○推進組織が定められていることを示す下記のものが必要。 ・組織図または体制表
	1-3 従業員に対する環境教育	環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している [レベル1]	○下記のいずれかにより法規制や行政指導が伝達されていることが必要。 ・教育資料または業界団体の情宣物 ・社内通達文書、社内報、掲示物または議事録

大項目	小項目	推進事業者の公表基準（レベル）	確認を要する事項
2.エネルギー効率の向上（燃料消費量の削減）		燃料の使用状況等について、会社（事業所）として把握している [レベル1] ☆付表1	○付表1の記載内容を裏付ける下記のいずれかのものが必要。 ・航行距離・燃料使用量一覧表 ・集計表等のデータ
	2-1 燃料消費原単位等に関する定量的目標の設定等	会社（事業所）として燃料消費原単位等に関して定量的な目標を設定している [レベル2] ☆付表2	・付表2に記載された目標設定の根拠を示す下記のいずれかのものが必要。 ○環境方針、環境目標 ○経営目標 ○社内通達文書、社内報または展示物
	2-2 エネルギー効率向上のための体制整備	船舶の乗組員に対して、エネルギー効率の向上に関する基礎的な知識についての教育・指導を行っている [レベル1] ☆付表3	○付表3の取組項目について教育・指導を行っていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ・教育資料 ・社内通達文書、社内報または展示物 ・教育記録
		エネルギー効率の向上を推進するための責任者を定めている [レベル1]	・責任者が特定されていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ○社内通達文書、社内報または掲示物 ○その他文書化されたもの

大項目	小項目	推進事業者の公表基準(レベル)	確認を要する事項
3.大気汚染物質の排出抑制のための取組み	3-1 使用する燃料性状の向上に関する基準の設定等	使用している燃料の性状(硫黄分の含有量等)について、燃料油販売事業者等よりデータ入手し、会社(事業所)として把握している [レベル1]	○燃料油販売事業者が発行する製品試験成績表等が必要。(硫黄分の含有量等が確認できること)
	3-2 NOxの排出抑制が期待できる機関等の導入	NOxの排出が少ない機関の存在を把握している [レベル1]	○情報入手の根拠を示す下記のものが必要。 ・事業者(所)が入手したNOxの排出が少ない機関等についてのパンフレット類
4.船舶の点検・整備	4-1 点検・整備のための実施体制	点検・整備について、船内及び陸上における夫々の所掌と権限を明確に示した上で、責任者を任命している [レベル1]	○責任者が特定されていて、かつ船内及び陸上における夫々の所掌と権限が明確になっていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・その他文書化されたもの
	4-2 性能維持、環境保全の観点から法定検査に係る整備の他、独自の基準による定期的な点検・整備の実施	法定検査に係る整備の他、環境に配慮した独自の基準による点検・整備を実施している [レベル2] ※使用する機関の性状上の問題、点検・整備を外部委託している等により [レベル2]の達成が困難な場合は、右記の書類により [レベル2]の達成に準じた活動が認められること	○環境に配慮した点検・整備が実施されていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ・教育資料 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・点検・整備の記録 ・(点検・整備を外部委託している場合)環境に配慮した点検・整備を実施するよう委託先に申し入れを行ったことを示す文書

大項目	小項目	推進事業者の公表基準（レベル）	確認を要する事項
5.廃棄物の発生抑制、適正処理及びリサイクルの推進	5-1 廃棄物等の環境に配慮した処理	陸揚げした廃棄物等の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している [レベル1]	<p>○ 処理事業者に委託していることを示す下記のものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先名称及び処理すべき廃棄物が記載された取引書類 ・委託先事業者の許可証の番号及び有効期限についての情報、もしくは許可証のコピー
	5-2 廃棄物の発生抑制	廃棄物等の発生の抑制について、船舶の乗組員に対して日常的に指導を行っている [レベル1]	<p>○ 当該項目について教育・指導を行っていることを示す下記のいずれかのものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育資料 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・教育記録
		廃棄物等の発生状況について、会社（事業所）として把握している [レベル1] ☆付表6	○付表6のうち「廃棄物等」欄と「排出状況（期間を含む）」欄への記載が必要
その他	行動計画の作成・提示		<p>○以下の事項が盛り込まれていることが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の概要 ・環境保全活動への取組についての現状把握とその課題 ・目標の設定 ・目標達成に向けた具体的な取組内容

大項目	小項目	推進事業者の公表基準（レベル）	確認を要する事項
	環境方針・行動計画の外部公表		○具体的な外部公表方法を示すことが必要

倉庫・港湾運送事業におけるグリーン経営推進事業者の公表基準及び 公表に当たって確認を要する事項

大項目	小項目	推進事業者の公表基準（レベル）	確認を要する事項
1.環境保全のための仕組み・体制の整備	1-1 環境方針	会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている [レベル1]	○環境方針等が最高経営層によって文書化され、かつ法規制の遵守が盛り込まれていることが必要。 ・環境方針または経営方針（環境方針が盛り込まれたもの）の現物
	1-2 推進体制	環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている [レベル1]	○管理責任者が特定されていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・その他文書化されたもの ○推進組織が定められていることを示す下記のものが必要。 ・組織図または体制表
	1-3 従業員に対する環境教育	環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している [レベル1]	○下記のいずれかにより法規制や行政指導が伝達されていることが必要。 ・教育資料または業界団体の情宣物 ・社内通達文書、社内報、掲示物または議事録 ・教育記録

大項目	小項目	推進事業者の公表基準(レベル)	確認を要する事項
2.エネルギー効率の向上	2-1 電気使用原単位等に関する定量的目標の設定等	電気及び燃料の使用状況等について、会社(事業所)として把握している [レベル1] ☆付表1	<p>○付表1の記載内容を裏付ける下記のいずれかのものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・燃料使用量一覧表 ・集計表等のデータ
		会社(事業所)として電気使用原単位及び燃料使用原単位等に関して定量的な目標を設定している [レベル2] ☆付表2	<p>○付表2に記載された目標設定の根拠を示す下記のいずれかのものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針、環境目標 ・経営目標 ・社内通達文書、社内報または展示物
		会社(事業所)として電気使用原単位及び燃料使用原単位等に関する定量的な目標を達成するため、業務を効率的に進めるための計画を策定している [レベル2]	<p>○会社(事業所)において策定した計画書が必要。(定量的目標達成のための具体的方策が盛り込まれていることが必要)</p>

大項目	小項目	推進事業者の公表基準(レベル)	確認を要する事項
2.エネルギー効率の向上	2-2 業務の効率化の実施体制	業務の効率化を推進するための責任者を定めている [レベル1]	○責任者が特定されていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・その他文書化されたもの
		従業員に対して、業務の効率化に関する基礎的な知識についての教育・指導を行っている [レベル1] ☆付表3	○付表3の取組項目について教育・指導を行っていることを示す下記のいずれかのものが必要。 ・教育資料 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・教育記録
	2-3 各種省エネ設備の導入 (冷蔵倉庫関係のみ)	各種省エネ機器を導入している [レベル1] ☆付表4	○付表4に記載した装置が導入されたことを示すものが必要。 ・購入記録 ・当該装置の仕様書またはパンフレット

大項目	小項目	推進事業者の公表基準(レベル)	確認を要する事項
2.エネルギー効率の向上	2-4 施設及び設備の保守点検	施設及び設備の保守点検について、責任者を任命している [レベル1]	<p>○責任者が特定されていることを示す下記のいずれかのものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・その他文書化されたもの
		施設及び設備の保守点検を定期的実施し、老朽化、破損、故障、整備不良等によるエネルギーロス削減する [レベル2]	<p>○保守点検が実施されていることを示す下記のものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・整備の記録
3.廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進	3-1 廃棄物の適正処理	廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進について、従業員に対して日常的に指導を行っている [レベル1]	<p>○教育・指導を行っていることを示す下記のいずれかのものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育資料 ・社内通達文書、社内報または掲示物 ・教育記録
		ダンボール、木屑、穀物残さ等の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している [レベル1]	<p>○処理事業者に委託していることを示す下記のものが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先名称及び処理すべき廃棄物が記載された取引書類 ・委託先事業者の許可証の番号及び有効期限についての情報、もしくは許可証のコピー
		荷役機械(フォークリフト等)の使用に伴い発生する廃油、廃タイヤ、廃バッテリー等の処理に際して、適正処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している [レベル1]	

大項目	小項目	推進事業者の公表基準(レベル)	確認を要する事項
	3-2 廃棄物のリサイクル	廃棄物の発生状況について、会社(事業所)として把握している [レベル1] ☆付表5	○付表5のうち「廃棄物」欄と「排出状況(期間を含む)」欄への記載が必要
その他	行動計画の作成・提示		○以下の事項が盛り込まれていることが必要 ・事業活動の概要 ・環境保全活動への取組についての現状把握とその課題 ・目標の設定 ・目標達成に向けた具体的な取組内容
	環境方針・行動計画の外部公表		○具体的な外部公表方法を示すことが必要